

京都市告示第 1 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納（又は徴収）事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

名 称	住 所
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
株式会社ボーダレス・ジャパン	福岡県福岡市中央区天神三丁目 1 番 1 号 天神フタタビル 4 階
株式会社ピアトワー	東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 20 階
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂 1-2-3
株式会社 JALUX	東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12 階

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

寄附金

3 指定納付受託者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 指定納付受託者へ代理納付事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

（行財政局総務部総務課）